

(集合住宅用)

令和 年 月 日

芦屋市長 あて

(申請者) 住所

氏名

⑩

電話番号

家庭ごみステーション容器・用品等使用届出書

下記のとおり、家庭ごみの行政収集・運搬に係る家庭ごみ及び資源物収集場所に、容器・用品等を使用したいので、位置及び形状等について確認のうえ、家庭ごみ及び資源物の収集・運搬をお願いします。

なお、容器・用品等を使用した収集場所の維持管理については、利用者相互の協力のもと、裏面に示す事項のほか、市の指導に従い適切に行います。

記

1. 該当収集場所の所在 ※場所の変更等を伴う場合は別途様式による届出が必要です。

芦屋市 町 番 号

2. 使用したい容器・用品等

※新たに容器・用品等の設置・使用を希望する場合は事前に市と協議のうえ届出が必要です。

☐ 折りたたみ式ごみネットボックス ☐ ごみ箱（ペール缶など） ☐ ごみネット

☐ ゴミ庫 ☐ 固定式ごみボックス

☐ その他（ ）

3. 必要である理由

4. 容器・用品等使用開始日

令和 年 月 日 曜日

(裏面)

□家庭ごみステーションの維持管理については、当該ステーションの利用者及び居住建築物の管理者において、周辺の住環境に配慮し、清潔かつ安全な状態に保つとともに、問題が生じた場合は当事者間で責任をもって対処するものとします。

* 芦屋市の家庭ごみ排出ルールに適合しないごみが排出された場合については、利用者及び管理者の責任で当該ごみの処理を行います。

* 家庭ごみステーション付近に不法駐車や障害物を放置しないよう努めます。

* 一時多量ごみ・家庭ごみ及び資源物は必ず定められた分別種別ごとに決められた収集日・時間に出します。

* 植木の剪定ごみ・粗大ごみは排出者自身で芦屋市環境処理センターへ持ち込むか、別途事前に申し込みます。

* ゴミ庫に扉等が設置してある場合、収集開始時間までに扉を開け、収集できるようにします。

※ごみネットボックス（折りたたみ式、物置き式、その他類するもの）を使用する場合及び個別の事情がある場合は、別途事前に所管課へ相談し、運用面も含めた注意事項を遵守します。

* 家庭ごみステーションに設置構造物・容器・用品等がある場合、万が一収集作業に際し破損等が生じた場合でも、市に修理等の請求はしないものとします。

* 管理者を変更する場合においては、新たな管理者に家庭ごみステーションの管理に関する事務を確実に引継ぐとともに、市へ変更届を提出します。

〈添付書類〉

1 □家庭ごみ及び資源物収集場所施設位置図

2 □その他市長が必要と認めるもの